水戸市立第三中学校PTA細則

1．委員会の種類と任務
委員会は各種委員会と分かれる。その種類は次のとおりである。

(1) 各種委員会

イ 学年委員会
1. 教師と父母との連携を密にし，特に生徒個人生活指導への協力

2. 授業参観・父母会懇談会への協力

3. 入学・進学・就職への協力

4. 施設の充実・学級への協力・その他教育振興のための活動

5. 会員の家庭の災害に対する見舞い

ロ 広報委員会
1. 会員の教養を高めPTA活動の理解を深めるための活動

2. 学校・家庭・地区社会環境をよくするための広報活動

3. 会報の発行

ハ 厚生委員会
1. 生徒の福祉に関する活動

2. 生徒の保健並びに体位の向上，衛生知識の普及徹底に関する活動

3. 学級清掃並びに美化に関する協力

4. 会員相互の親睦と連絡を図る

ニ 校外指導委員会
1. 生徒の社会生活及び生徒相互の自主的団体活動の健全育成

2. 家庭教育及び社会教育振興のための教師と父母の地域懇談会

3. 会員の家庭教育に関する研修会の開催

4. 賛助会員獲得の活動

(2) 特別委員会
イ 常任委員会は特定の目的を遂行するために臨時的措置として特別委員会を設置することができる。

(3) 各種並びに特別委員会運営上の規約
イ 各種並びに特別委員会はそれ自体で最終決定はせず，常任委員会の承認を得て，規定された任務を遂行するものとする。

ロ 各種並びに特別委員会はその年度に於ける規定された事項の計画及び新たに事項を協議し，常任委員会に報告する。
また，実施した結果についても常任委員会に報告する。

ハ 校外指導委員会の構成は委員長1名，副委員長3名（内1名）委員若干名とする。
学年委員会にはその学年担当教職員全員の出席が望ましい。
特別委員会はこれに準ずる。

ニ　各学級より選出された5名の学級委員はその学年委員会に属する。その中の3名の委員は学年委員会に属するとともにそれぞれの広報・厚生・校外指導のいずれかの委員に属する。

ホ　教職員より選ばれた委員は学年別も考慮に入れ広報・厚生・校外指導の各委員になるべく偏差なく所属することが望ましい。

ヘ　各委員長はその委員会の議長を兼任する。

ト　各委員会の招集はその委員会の委員長及び会長名とする。

2. 役員候補選考委員会

イ　委員は互選により委員長・副委員長を選任する。

ロ　委員長は委員を招集し委員会の議長となる。

ハ　選考委員は役員候補者となることができない。

ニ　選考委員会の構成は同委員会成立と共に全会員に発表されなければならない。

ホ　この委員会は，その指定する期限内に他より候補者の推薦があった場合は，それを含めて選考するものとする。

ヘ　役員候補者の氏名の公表は選考委員会によって指定された場合も被指名者，立候補者の同意を得た後でなければならない。

ト　選考委員会は候補者の氏名を総会3日前に全会員に通知しなければならない。

3. 役員選出

役員は総会に於いて，出席会員過半数によって選出される。

4. 会計監査委員会

イ　監査委員会は総会によって選出された3名の委員によって構成される。

ロ　監査委員はその年度の会計を監査し，その結果を総会に報告する。

5. 見舞規定

イ　会員が風水害・震災・火災等の被害を受けた場合は，見舞いすることができる。

ロ　その他必要と認めた場合，常任委員会の協議により見舞いすることができる。

6. 慶弔規定

会員（生徒の父母または父母に代わる保護者，教職員）及び生徒が死亡した場合は弔慰金等を贈る。但し，当規定の運用または祝金，見舞金，弔慰金の金額等については，その都度常任委員会で協議することとする。

7. 功労者表彰規定

PTAに対して特に功労のあった者は，常任委員会により記念品を贈ることができる。

付　則

平成　6年　4月28日一部改定
平成11年　3月　5日一部改定
平成20年　4月25日一部改定
平成23年　4月16日一部改定
平成24年11月15日一部改定
平成26年　2月　6日一部改定
令和元年　11月 27日一部改訂